

横浜市記者発表資料

令和7年8月13日
こども青少年局障害児福祉保健課

障害児通所支援事業所の指定取消処分について

横浜市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく特別監査を令和7年3月12日、放課後等デイサービス事業所に実施した結果、運営基準違反、不正請求及び虚偽の報告が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり指定取消処分を行いました。今後、不正に請求していた給付費の返還を求めるとともに、不正請求に係る利用者負担分についても返還を指示します。

なお、当該法人は利用者及び市への返還について応じる意向を示しています。

1 設置者

株式会社Panda Kids（東京都墨田区押上一丁目15番2号）

代表取締役 袁修成

2 事業所名称等

- (1)事業所名 ハッピーキッズ 菊名教室
- (2)サービスの種類 放課後等デイサービス
- (3)事業所所在地 横浜市神奈川区西寺尾1丁目18番7号 CMA西寺尾2F
- (4)指定年月日 令和5年3月1日
- (5)定員 10名

3 処分内容

- (1)処分年月日 令和7年8月13日
- (2)処分内容 指定の取消し
- (3)指定取消年月日 令和7年8月31日

4 処分理由

- (1)運営基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
個別支援計画未作成及び6か月に1度以上の適切な更新を行わずにサービスの提供を行った。
- (2)不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）
 - ア 個別支援計画を適切に作成、更新せずに、サービス提供を行ったにもかかわらず個別支援計画未作成減算を適用せずに給付費の請求を行った。
 - イ 人員基準が満たされていない状況で、サービス提供職員欠如減算を適用せず、給付費の請求を行った。
 - ウ イの人員基準を満たしていない場合、「児童指導員等加配加算」及び「専門的支援体制加算」を算定できない場合があるにも関わらず、算定していた。
- (3)虚偽の報告（児童福祉法第21条の5の24第1項第7号）
令和6年11月6日に実施した運営指導において、不正に作成した個別支援計画書を提示し、あたかも個別支援計画が適切に作成、更新されているように報告した。

裏面あり

5 返還を求める概算額

令和5年3月から令和6年11月まで不正に請求し受領していた障害児通所給付費について、今後下表のとおり、法第57条の2第2項に基づき、不正請求額の返還（①）に加えて、その返還額（不正請求額）に100分の40を乗じた額の返還（②）を求めます。また、不正請求に係る利用者負担分についても返還（③）を指示します。

給付費の返還額			③利用者への返還額
①不正請求額	②加算額 (不正請求額×40%)	合計	
25,374,831 円	10,149,932 円	35,524,763 円	454,291 円

6 利用者について

令和7年8月31日付で指定が取り消されることにより、当該事業所は、当該法人による運営を終了します。事業者より利用者全員の意向を確認し、引き続き、放課後等デイサービスの利用を希望される方に関しては、事業者において近隣の他事業所の利用を調整する等、利用の継続が適切に行われるよう指導します。

【参考】児童福祉法（昭和22年法律第164号・抜粋）

第21条の5の24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の19第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

六 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

七 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の22第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

第57条の2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

お問合せ先

こども青少年局障害児福祉保健課長 高島 友子 Tel 045-671-4277